

使って応援！コロナ対策認定店支援チケット取扱店募集要領

（趣旨）

第1 使って応援！コロナ対策認定店支援チケット取扱店募集要領（以下「募集要領」という。）は、伊勢崎市が令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響下における経済支援策として、地域の消費を喚起し、地域経済及び中小小売業者等の活性化を図るため、プレミアムの付いた「使って応援！コロナ対策認定店支援チケット」（以下「支援チケット」という。）を発行するにあたり、支援チケットを取扱う店舗又は事務所等（以下「取扱店」という。）の募集について必要な事項を定めているものです。

（発行概要）

第2 支援チケットの発行概要は次のとおりです。

名称	使って応援！コロナ対策認定店支援チケット発行事業	
発行団体	伊勢崎市	
プレミアム率	30%のプレミアムを加算	
チケット種	1冊13,000円分（1,000円チケット×13枚） 内訳 飲食店専用チケット5枚 併用チケット8枚 ※「飲食店専用チケット」（以下「専用チケット」という。）は飲食店の取扱店のみで使用可能	
区分	専用チケット	群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を飲食店の区分で受け、当事業の取扱店として登録された飲食店でのみ使用可能
	併用チケット	群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を受け、当事業の取扱店として登録されたすべての店舗で使用可能
販売価格	1冊10,000円	
発行部数	10万冊	
発行総額	13億円	
販売総額	10億円	
有効使用期間	令和3年8月7日（土）から令和4年1月31日（月）まで	

販売限度	1人5冊まで
応募対象者	令和3年6月15日（火）現在、伊勢崎市の住民基本台帳に登録されている市民
応募方法	令和3年6月15日（火）から令和3年7月15日（木）までに、往復はがきで応募する（期間内必着）。 ※往復はがきは1人1通のみ有効（重複応募分は無効） ※記載事項に誤りがある場合は無効 ※発行部数を超える応募があった場合は冊数の抽選を行う

（取扱制限）

第3 支援チケットの取扱いにおいては、次の事項を厳守してください。

- (1) 支援チケットは、取扱店における商品又はサービスの購入などにおいて使用できます。取扱店以外での使用はできません。
- (2) 「併用チケット」は全ての取扱店で取り扱いできます。「専用チケット」は、飲食店の取扱店のみで取り扱いできます。
飲食店以外の店舗は「専用チケット」を受け取らないでください。
- (3) 支援チケットを現金化することはできません。
- (4) 支援チケットの額面未満の取引でも、釣銭を出さないでください。
- (5) 有効期限の過ぎた支援チケットは、受け取らないでください。
- (6) 1回の支払において使用できる枚数に限度はありません。
- (7) 支援チケットの再発行及び未使用の支援チケットの払戻しはできません。

（対象とならない取引）

第4 次の商品・サービス等に係る取引は、支援チケットの利用対象になりません。

- (1) 国や地方公共団体等への支払（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、金券、商品券（ビール券、図書カード、取扱店等で独自に発行している商品券・ポイント等）、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 不動産に関わる支払（土地・家屋の購入費、家賃、地代、駐車料等）
- (4) 現金との換金、金融機関への預入れ、出資、債務等消費に当たらないものへの支払
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類・仕入れ商品等の購入
- (6) 会費・商品・サービスの引換券等代金を前払するものの内、有効期限が令和4

年1月31日（月）を超えるもの

- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金の支払（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払
- (9) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む。）
- (11) 取扱店が指定するもの
- (12) その他法令に違反する支払

（登録資格）

第5 取扱店の登録資格は、群馬県の「ストップコロナ！対策認定制度」を取得した市内に店舗又は事業所等を有する事業者とし、次に掲げる事業者該当する者を除いたもので、市内の店舗等に関り支援チケットを使用できるものとしします。

また、「ストップコロナ！対策認定制度」を申請中またはこれからの申請予定の店舗も、取扱店の登録申請ができません。ただし、認定申請を行わなかった場合や認定が受けられなかった場合、取扱店として登録されないこと又は登録が取消されること（換金を含む支援チケットの取扱全般）になります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教又は政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 第4「対象とならない取引」に記載された取引又は商品若しくはサービスのみを取扱う事業者
- (4) 本市の入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けている事業者
- (5) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

（取扱店の責務等）

第6 取扱店として登録された事業者は、次に掲げる事項を厳守してください。

- (1) 支援チケットの利用者がその有効使用期間中に支援チケットを持参したときは、

支援チケット額面分の商品の販売又はサービスの提供などを行ってください。

- (2) 取扱店であることが明確になるよう、事務局から配布される取扱店のぼり旗等の周知媒体を店頭やレジ周辺に掲示してください。
- (3) 利用者の持ち込んだ支援チケットは、受け取る前に問題がないか必ず確認をしてください。偽造防止対策の処理がない、半券が切り取られている、色合いが明らかに異なる、支援チケットが破損し発行番号が不明であるなど、支援チケットに偽造された痕跡が見受けられる場合は、事務局まで報告してください。また、偽造等が明らか場合は、支援チケットの受取を拒否してください。
- (4) 支援チケットの交換、売買及び再利用は行わないでください。有効期間中における商品の販売又はサービスの提供などの取引に使用された支援チケットのみ換金可能です。
- (5) 市が本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力をしてください。
- (6) 支援チケットの利用者から受け取った支援チケットの紛失や盗難、破損、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (7) 群馬県暴力団排除条例（平成 22 年群馬県条例第 51 号）及び伊勢崎市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 32 号）を遵守してください。
- (9) 取扱店の登録事項を変更、又は登録を廃止するときは、速やかに届け出てください。

（登録・変更・廃止等）

第 7 取扱店の登録・変更・廃止は、次の方法によって行うこととします。

(1) 登録

取扱店の登録を希望する事業者は、この募集要領に同意の上、「使って応援！コロナ対策認定店支援チケット取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、提出してください。

(2) 変更・廃止

取扱店の登録事項を変更し、又は登録を廃止する事業者は、「使って応援！コロナ対策認定店支援チケット取扱店登録（変更・廃止）連絡票」に必要事項を記入し、提出してください。

(3) 申請書の提出方法

郵送、FAX、E-mail

※申請書は、取扱店舗募集ホームページ（<https://isesaki-cheer.jp>）からダウンロードできます。

(4) 申請書の提出先

宛先：伊勢崎市 使って応援！支援チケット事務局

住所：〒105-0022 東京都港区海岸2-1-24 NAC 港ビル3階

FAX番号：03-3455-3421

E-mailアドレス：isesaki_shopcheer@nta.co.jp

(5) 取扱店登録申請締切

令和3年12月28日（火）

(6) 取扱店の周知

ア 取扱店は全て、店舗名、住所、取扱商品等を市ホームページに掲載します。

イ 令和3年6月15日（火）までに申請のあった取扱店は、市民向けチラシに店舗名等に掲載します。

ウ 令和3年7月2日（金）までに申請のあった取扱店は、支援チケット販売時に配布予定の取扱店一覧冊子に店舗名等に掲載します。

(7) 申請後の審査・登録

登録申請のあった事業者は、市の書類審査を経て取扱店として登録され、使って応援！コロナ対策認定店支援チケット取扱店登録証明書（以下「登録証明書」という。）が交付されます。ただし、この募集要領にある取扱店の登録資格を満たさない事業者は除きます。

※申請書に不備がある又は参加資格を満たさない等の事業者には、連絡します。

(8) 関係書類・備品等の配布

登録証明書及びのぼり旗等は、準備ができ次第郵送します。

(9) その他

申請は、店舗等ごとに必要です。伊勢崎市内に複数の店舗等がある事業者は、店舗等ごとに申請書を提出してください。

（支援チケットの換金）

第8 使用された支援チケットは、次の方法で換金してください。

(1) 換金方法

取扱店は、口座振替依頼書及び使用済みの支援チケットを換金委託業者に郵送により提出してください。口座振替依頼書等の換金に必要な書類は、備品配布の際に同封予定です。

(2) 換金手続に必要なもの

ア 支援チケット口座振替依頼書（必要事項を記入したもの）

イ 使用済み支援チケット

ウ 振込先口座のわかるもの（通帳の写し等）

(3) 換金受付期間

令和3年8月10日（火）から令和4年2月28日（月）まで（必着）

※上記期間以降の換金には一切応じられません。

(4) 入金までの期間

事務局に換金書類一式が届いてから、概ね一週間から10日程で入金を予定しています。

(5) その他

飲食店の取扱店は「併用チケット」と「専用チケット」の両方を換金することができます。

それ以外の取扱店は「併用チケット」のみ換金できます。

※「併用チケット」と「専用チケット」の両方を取り扱う取扱店は、振替依頼書の枚数欄に、チケットを種類ごとに分けてそれぞれの枚数を記入してください。

(取消)

第9 募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取消す場合があります。また、違反により市に損害が発生した際は損害に相当する賠償金を請求する場合があります。

(その他)

第10 募集要領に記載されていない事項は、以下へお問い合わせください。

伊勢崎市役所 商工労働課 商工振興係（電話番号0270-27-2754）